

2025 年度（第 25 回）青森県秋季ジュニアゴルフ選手権競技

ローカルルールと競技の条件

日時：2025 年 9 月 18 日(木) 8：28

場所：東奥カントリークラブ

標記競技には R&A と USGA が制定したゴルフ規則と、以下のローカルルールと競技会場で東北ゴルフ連盟が追加または修正したローカルルールが適用されます。下記に規定されているローカルルールの全文については、2023 年 1 月施行のゴルフ規則のオフィシャルガイド (www.jga.or.jp に掲載) と R&A によって 4 半期ごとに更新される詳説 (www.jga.or.jp に掲載) をご参照下さい。

別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰(ストロークプレーでは 2 罰打)。

1. アウトオブバウンズ (規則 18.2)

- (1) アウトオブバウンズは白杭のコース側の地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (2) 球が境界線として定義された境界物を越えた場合、その球はアウトオブバウンズとなる。
- (3) 球がアウトオブバウンズとして定義された道路を横切ってその道路を越えて止まった場合、その球はコース上の別の部分に止まっていたとしても、アウトオブバウンズとなる。

2. ペナルティーエリア (規則 17)

- (1) ペナルティーエリアがコースの境界線に接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界線まで達し、その境界線と一致する。
- (2) プレーヤーの球がコースの境界に隣接したレッドペナルティーエリアにあることが分かっている、または事実上確実であり、その球がペナルティーエリアの縁を最後に横切った地点がそのペナルティーエリアのコースの境界側の縁である場合、ローカルルールひな型 B-2.2 に基づいてその地点の反対側に救済を受けることができる。
- (3) ペナルティーエリアのためのドロップゾーン
ペナルティーエリアのためにドロップゾーンが設定されている場合、そのドロップゾーンはペナルティーエリアからの 1 罰打の救済の追加の選択肢となる。**そのドロップゾーンは救済エリアである。**球はその救済エリアの中にドロップされ、その救済エリアの中に止まらなければならない。

3. 異常なコース状態 (動かさない障害物を含む) (規則 16)

(1) 修理地

- ① 青杭を立て白線で完全に囲まれている区域
- ② レフェリーが異常であるとみなした地面の損傷箇所 (例：車両の移動による損傷)。
- ③ 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型 F-7 を適用する。
- ④ パッティンググリーン上やフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアにペイントされた線やドット (ヤードージマーキングなど) は規則 16.1 に基づいて救済を受けることができる修理地として扱われる。そのペイントされた線や穴がプレーヤーのスタンスに対してだけ障害となる場合、障害は存在していないものとして扱う。

(2) 動かさない障害物

- ① 動かさない障害物と白線で結んだ区域は 1 つの異常なコース状態として扱う。

- ② 動かさない障害物によって囲まれて造園された区域（花壇や低木の植込みなど）とその区域に生長しているすべての物は1つの異常なコース状態として扱う。
- ③ U字排水溝はジェネラルエリアの動かさない障害物として扱われ、ペナルティーエリアではない（ただし、ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にあるU字排水溝を除く）。
- ④ 人工の表面を持つ道路に隣接しているU字排水溝はその道路の一部として扱う。

4. 不可分な物

次の物は罰なしの救済が認められない不可分な物となる。

- (1) 樹木や恒久的なものに密着しているワイヤ、ケーブル、巻物やその他の物。
- (2) ペナルティーエリア内の人工の擁壁や枕木。
- (3) アウトオブバウンズと定めている物に取り付けられている門。

5. 恒久的な送電線

ローカルルールひな型 E-11 を適用し、次の通りに修正される：

プレーヤーの球がインバウンズの送電線に当たったことが分かっているか、事実上確実な場合、プレーヤーは元の球か別の球をそのストロークを行った箇所からプレーすることにより、そのストロークを再プレーしなければならない(規則 14.6 参照)。

プレーヤーがそのストロークを再プレーしたが、誤所からプレーした場合、プレーヤーは規則 14.7 に基づいて一般の罰を受ける。

プレーヤーがそのストロークを再プレーしなかった場合、プレーヤーは一般の罰を受け、そのストロークをカウントするが、誤所からプレーしたことにはならない。」

6. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物

ローカルルールひな型 F-5.1 は適用するが、第2段落に下記を追記する。

このローカルルールは球と障害物の両方がフェアウェイの芝の長さかそれ以下に刈ってあるジェネラルエリアの部分にある場合にだけ適用する。

7. クラブと球の仕様

- (1) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型 G-1 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰一失格
- (2) 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型 G-2 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰一失格
- (3) 適合球リスト：ローカルルールひな型 G-3 を適用する。
このローカルルールの違反に対する罰一失格
- (4) 46 インチを超える長さのクラブの使用を禁止する：ローカルルールひな型 G-10 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰一失格
- (5) 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え：ローカルルールひな型 G-9 を適用する。

8. プレーの中断（規則 5.7）

プレーの中断と再開には次の合図が使われる。

危険な状況のため即時中断：1回の長いサイレン

通常の中断：3回の連続するサイレン

プレー再開：2回の短いサイレン

注：危険な状況のためにプレーが中断された場合、すべての練習区域も直ちに閉鎖される。プレーヤーがこの閉鎖を無視して練習した場合は懲罰的な措置をとることになる（委員会の措置 5I）

9. 練習

(1) ラウンド前とラウンドとラウンドの間の練習

規則 5.2b は次の通り修正する：

プレーヤーは、その日の自分の最終ラウンドのプレー終了後にそのコースで練習してはならない。ただし、指定練習区域を除く。

(2) ホールとホール間の練習（規則 5.5b）

規則 5.5b を次の通り修正する：

2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

10. キャディー（ローカルルールひな型 H-1.2）

- ・正規のラウンド中、プレーヤーのキャディーの使用を禁止する。

このローカルルールの違反の罰：

：プレーヤーはキャディーに援助してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。

違反がホールとホール間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

*なおプレー形式は共用のキャディーとなります。

11. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの体全体が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

12. タイの決定

タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、青森県ゴルフ連盟により会場で公表される。

13. 競技の結果－競技の終了時点

競技の結果はホームページに成績が表示された時点をもってその競技は終了となる。

14. 行動規範

プレーヤーまたはそのキャディーにエチケット違反、または非行があった場合には、委員会は警告、制裁を課すことがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a に基づいて失格とする場合がある。

行動規範の違反となる行動の例

- ・ コースの保護をしない（例えば、バンカーをならさない、ディボットを元に戻さないなど）
- ・ 受け入れられない言動をする
- ・ クラブやコースを乱暴に扱う（クラブを投げたりコースを損傷させる）
- ・ 他のプレーヤー、競技委員、大会関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる
- ・ ドレスコードに従わない
- ・ その他ゴルファーとして相応しくない態度
- ・ 主催者が要請する感染症対策に従わない

行動規範の違反の罰

- ・ 行動規範の最初の違反－レフェリーからの警告、あるいは競技委員会による制裁
- ・ 2 回目の違反－1 罰打
- ・ 3 回目の違反－2 罰打
- ・ 4 回目の違反や重大な非行－失格

お 知 ら せ

1. 指 定 練 習 日 : 申込締切後から競技前日までの平日とし、プレー費はジュニア料金とする。
予約は、引率者または保護者が直接行うこと。
2. 組合せ : 組合せ表にて確認願います。
スタート時刻 8:28 スタート アウト・イン同時スタート
3. 開場時間 : 競技当日フロントでサイン願います。
4. 練習場 : 練習場は指定練習場にて行い、打撃練習場においては、備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人 ― 個 (― 円) を限度とする。

○練習場紹介

〒030-0955 青森市駒込桐ノ沢 184-1

梨の木ゴルフガーデン [TEL:017-741-0101](tel:017-741-0101)

営業時間：日の出とともに～22時 48 打席 270 ヤード

ボール単価：5 円 駐車場有

5. レストラン・軽食 : レストランの利用は可とします。但し、軽食の提供はいたしません。
6. 表彰式 : 2 階ゴルフ連名本部で行います。
7. ギャラリー : スタート及び最終ホール周辺での観戦が可能です。
8. ゴルフ利用税 : 18 歳未満及び 70 歳以上の選手の方は、ゴルフ利用税が免税となります。証明書を持参のうえ、フロントへ提示願います。
9. 携帯電話の利用 : プレーヤーズ版規則書がアプリに変更となったため、競技中にアプリを使用する場合は、携帯電話の使用を認めます。
10. 喫煙場所 : **引率者・保護者・競技委員等(成人男女喫煙者)は、コース内・クラブハウス内は全面禁煙(電子タバコ等含む)となります。**
喫煙場所については、クラブ職員にお尋ねください。
11. その他 : 大会成績等閲覧はホームページ (<http://www.tga.gr.jp>) をご利用願います。
12. 欠場連絡方法 : 加盟倶楽部会員

所属倶楽部を通じて、ホームページより欠場の登録をすること。

加盟倶楽部会員以外

青森県ゴルフ連盟事務局宛 (大会期間中は開催コース内大会本部 (連盟) に FAX で送付すること。

電話やフロント等へ口頭での申し出は認めない。

無断欠場による競技失格の罰が課された者については、その事情を考慮したうえで、最大で翌年 12 月末までの当連盟主催競技の出場停止処分を科すことがある。